

# 『西尾市多目的室で作品等の展示ができます。』

気軽に立ち寄っていただける身近な市役所を目指すとともに、本庁舎の有効利用を目的に令和元年8月から、庁舎1階の多目的室を貸出します。

以下の条件で作品等の展示を行うことができますので、絵画、書、写真など、日頃の活動成果を是非ご披露ください。

## 場 所

西尾市寄住町下田 22 番地      西尾市役所本庁舎 1 階

## 施設概要

床面積：約 130 平方メートル（約 6.6m×約 20m）

高 さ：約 3.5m

※パーティションで5つの部屋に分けることができます。

## 使用時間

年末年始を除く午前8時30分から午後9時

※選挙・税の申告など、市の行事等により使用できないことがあります。

## 使用資格

市内に活動の拠点を置く団体（個人での使用は不可）

※子ども会や老人会、町内会、にしお市民活動センターや西尾市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している団体など営利を目的としない団体

## 使用回数

各月1回7日以内（準備は使用日前の平日も可）

## 使用料

無料

## 申込受付開始日

使用を希望する初日の前々月の1日から受付を開始します。

※受付開始日が休日（土・日曜日、祝日）の場合、それ以降の最初の開庁日となります。

## 申込方法

申込受付開始日の午前9時に総務課窓口へお越しください。但し、使用希望が重なった場合は抽選とします。（午前9時の時点で空きがある場合は、以降、先着順となります）。ご希望の使用期間とならない場合もあります。

## 使用の承認

- ・キャンセルする場合は、速やかに総務課までご連絡ください。
- ・次のような場合には、使用承認することができませんのでご了承ください。
  - ① 公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがある場合
  - ② 部屋又は付属設備を損傷するおそれがある場合
- ・使用承認を受けた場合、その権利を他に譲渡し、転貸することはできません。
- ・次のような場合には、使用承認の取り消し、又は停止をすることがあります。
  - ① 「西尾市庁舎管理規則」で定められた事項や、係員の指示を守らないとき
  - ② 公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがある場合
  - ③ 不正な手段によって、使用の承認を受けたとき
  - ④ 市の行事等により使用するとき
  - ⑤ 後記の禁止行為等を行ったとき
  - ⑥ その他、多目的室の管理上、特に必要とするとき

## 使用にあたっての注意

### ●展示の制限

・展示作品は各団体の活動で自ら作成した作品に限ります。既存のパネル等の展示はできません

・展示にあたり、跡が残るテープ、糊等の接着剤及び釘、画鋸は使用しないでください。

・次の作品については展示できません。

- ① 天井から直接下げるもの
- ② 火気、ガス等を使用するもの
- ③ 不快音、大きな音又は高熱を出す仕掛けのあるもの
- ④ 刃物等を素材にし、危害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤ 悪臭を出したり、腐敗するおそれのあるもの
- ⑥ 土、砂等を直接床に置いたり、床面等を壊したり、汚したりするおそれのあるもの
- ⑦ その他、来庁者に著しく不快感を与えるもの

### ●使用期間中の展示品の管理

・展示品の管理については、使用者が責任を持って行ってください。

・期間中の展示品の管理、案内のため、展示関係者の待機をお勧めします。

・展示期間中の不慮の災害及び紛失、毀損等については、その責任は負いません。

### ●展示終了後

・展示品は、使用最終日に必ずお引き取りください。市では、お預かりすることはできません。また、引き取りのない展示品については一切責任を負いません。

### ●禁止行為等

多目的室では以下の行為を禁止します。違反した場合は使用承認を取り消し、退場していただくことがあります。

- ・入場料の徴収または物品の宣伝もしくは販売その他これらに類する行為
- ・許可なく印刷物その他これらに類する物を配布する行為
- ・他人に危害を加えたり、迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯する等の行為
- ・政治活動及び宗教活動と認められる行為
- ・多目的室内での飲食、飲酒、喫煙
- ・会議、集会、説明会等のために使用する行為